

別表第三中

ブルガリア
レ
68,500
137,000
68,500

を

ブルガリア
レ
68.50
137.00
68.50

に

南アフリカ共 和国
ラ
238
476
238

を

南アフリカ共 和国	モザンビーク
ラ	メティカル
238	500,000
476	1,000,000
238	500,000

に改める。

別表第四中

ブルガリア
レ
68,500
137,000
68,500

を

ブルガリア
レ
68.50
137.00
68.50

に

南アフリカ共 和国
ラ
238
476
238

を

南アフリカ共 和国	モザンビーク
ラ	メティカル
238	500,000
476	1,000,000
238	500,000

に改める。

附 則

1 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

2 この省令による改正後の領事官の徴収する手数料に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料については、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○厚生省令第九十七号

介護保険法施行令（平成十一年政令第四百十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

厚生大臣 丹羽 雄哉

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。  
（平成十二年度における特別徴収の仮徴収の額）  
第七十五条の二 施行法第十六条第三項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収することとする市町村における令第五十五条第一項の厚生省令で定める額は、五千八百円とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第二百一十号

通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）を実施するため、通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

通商産業大臣 深谷 隆司

通商産業省組織規程の一部を改正する省令

通商産業省組織規程（昭和二十七年通商産業省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二十四第二項中「並びにマカオ」を削る。

附 則

この省令は、平成十一年十二月二十七日から施行する。